

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定(努力義務)。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存(食料自給率(カロリーベース):37%(2018年度))。
- ・まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要。
- ・家計負担や、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制等も期待。
- ・我が国の食に関わる文化の再確認にもつながるもの。

2 我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量は、年間643万トン(平成28年度)と推計。このうち、事業系は352万トン、家庭系は291万トン。

3 基本的な方向

- ・国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

- ・食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生し、サプライチェーン全体で取り組むべき課題。両者を「つなぐ」コミュニケーションの活性化が重要。
- ・それぞれの主体別に求められる役割と行動としては、例えば、

【消費者】 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す。

買い物の前に家にある食材をチェック。定期的な冷蔵庫内の在庫管理。食卓に上げる食事は食べきれぬ量に。外食時は食べきれぬ量を注文、料理が残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

【農林漁業者・食品関連事業者】 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る。

規格外や未利用の農林水産物の有効活用。納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長。季節商品の予約制等需要に応じた販売。値引き・ポイント付与等による売り切り。外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示。

【国・地方公共団体】2に掲げる施策の推進。災害時用備蓄食料の有効活用。主催イベント等での食品ロスの削減。

2 基本的施策

- ・国においては、以下に取り組み、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・家庭での食品ロスの削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容を普及啓発。消費者が食品ロスを意識する取組を推進。
- ・消費者に対し、期限表示の正しい理解を促進。
- ・食品ロス削減月間(10月)での取組の他、通年にわたり広報。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進。
- ・学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進。一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用を促進。
- ・商慣習見直しとして、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和の一体的な促進等。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進。
- ・食品関連事業者に対する一体的な消費者啓発の呼びかけや啓発資材の提供を推進。
- ・小盛りサイズメニューの導入等を促進。ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫等、外食事業者の取組事例を周知。
- ・外食の際、持ち帰りに関する留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進。
- ・物流の効率化等による食品流通の合理化やICT等新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進。

(3) 表彰

- ・国民に取組の重要性が広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品ロスの発生量の推計、発生要因等の分析を実施。効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例を広く提供。若者等による積極的な取組事例の収集・提供を強化。食品ロス削減の取組・アイデアを募集・紹介。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・関係者相互の連携のための取組(例. 食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング)を含めたフードバンク活動の支援を実施。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進。
- ・フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討。

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関係施策の連携を深めることなどが重要。
- ・地域の関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要。フードバンク活動が行われている地方公共団体等では、フードバンク活動団体との連携に配慮、必要な支援を検討・実施。
- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状、課題を把握し、推進計画を策定。Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込み。
- ・地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・推進計画の策定後は、定期的に取り組の成果を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、推進計画の策定に伴って生じる負担等が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本計画」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%に。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策を見直し。
- ・社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。